

募集要項（参加資格要件）に対する質問・意見への回答

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	13	第3	2	(2)	イ		回答の公表	意見	参加資格の要件以外に対する質問等の回答公表予定日が12月下旬と、資格審査書類の受付期限（12月7日）よりも後日に設定されておりますが、資格審査書類の受付期限よりも前に、質問等の回答公表することをご検討願います。	資格審査書類の提出期限は令和2年12月7日、参加資格の要件以外に対する質問等への回答の公表は令和2年12月下旬にそれぞれ予定しており、現在のところ、変更する予定はございません。 なお、民間事業者が資格審査の申込に係る検討を先行して実施できるように、参加資格の要件に対する質問への回答につきましては、資格審査書類の受付開始時の令和2年11月27日に公表する予定です。
2	13	第3	2	(3)	ア		受付	質問	担当部局へ事前に電子メールにより送信する書類とは、必要事項の記入を済ませた捺印前書類のWordデータを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	13	第3	2	(3)	ア		受付	質問	書類を担当部局へ事前に電子メールにより送信する期限の日時をお示し頂けますでしょうか。	資格審査書類（原本）の提出前に、形式的な不備（住所誤り等）を防ぐとともに、円滑に事務処理を進めるため、担当部局へデータを事前にお送りいただくものですので、書類受付期間を見据え、余裕を持ってデータをお送りください。
4	13	第3	2	(3)	ア		受付	質問	「【様式5-①】応募者の名称等」において「本事業における役割」を記入する欄がございますが、事業提案審査以降に様式5-①に記載した役割を変更することは可能でしょうか。	資格審査書類の提出以降に、各構成企業の役割を変更する場合は、コンソーシアムの全体的な能力等を維持させることを前提としたうえで、事業提案書において当該変更理由を記載してください。
5	14	第3	3	(1)	ア		応募者の構成	質問	コンソーシアムを構成する法人は2以上とされていますが、上限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	14	第3	3	(1)	ア		応募者の構成	質問	応募者は、構成する法人の「本事業の遂行上果たす役割等」を、【様式5-①】応募者の名称等の中の「本事業における役割」で提示し、そこには「内容を簡潔に記載」とありますが、どの程度簡潔に記載するのでしょうか？例えば「計画業務」や「設計業務」、「施工業務」というようなレベルでよいのでしょうか？	募集要項や要求水準書（案）等に記載された項目・業務を参照したうえで、市が各役割を理解できるように、様式5-①内の欄に簡潔にご記載ください。
7	14	第3	3	(1)	ア		応募者の構成	質問	「～本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。」とありますが、資格審査書類の受付時点で予定している役割でよろしいでしょうか？また、提出後の変更は可能でしょうか？役割の変更が可能であれば、変更可能な期間を教えてください。	No.4の回答をご確認ください。
8	14	第3	3	(1)	ア		応募者の構成	質問	「ア 応募者は、2以上の法人によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とし、構成する法人の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。」とありますが、協力会社（業務の再委託先）については、資格審査の段階では明らかにする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	14	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	「構成企業は、優先交渉権者に選定された際には、SPCに出資する」とされていますが、出資比率及び出資金額に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業が単独で最大出資比率を有することを求めています。その他の出資比率及び出資金額につきましては、制限を設けておりません。
10	14	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	構成企業からSPCへの出資金の総額（＝SPC資本金）に関する金額等の規定はありますか。	
11	14	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	構成企業がSPCに出資する場合の最低出資比率はありますか？	
12	14	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	無議決権出資者は構成企業には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	構成企業は、本議決権株式を有する者としており、本完全無議決権株式のみを有する者は、構成企業に含みません。
13	15	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	SPCに出資を行わない企業は構成企業には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	14	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	SPC構成企業の出資額や出資割合を貴局に提示するのは、事業提案審査の段階でよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	15	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	「代表企業は、単独で最大出資比率を有する者とし」とされていますが、最大出資比率企業のうちの1社が代表企業となる（例えば、A社40%、B社40%、C社20%の構成でA社が代表となる）事は認められるのでしょうか。	代表企業は、「単独」で最大出資比率を有する者としており、例でお示しになっているような構成は認められません。
16	15	第3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	「代表企業は、単独で最大出資比率を有する者とし」とされていますが、応募者内に同一の企業グループ(例えば、親会社と子会社の関係)が2社以上構成会社となる場合、出資比率としては各社ごとで算定するのでしょうか。それとも同一の企業グループ全体で算定するのでしょうか。	一つのコンソーシアム内に、同一の企業グループに属する法人が2以上いる場合でありましても、出資比率はそれぞれの法人ごとに算定することとなります。

募集要項（参加資格要件）に対する質問・意見への回答

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
17	15	第 3	3	(1)	ウ		応募者の構成	質問	本事業期間中に、構成企業内での出資比率の変更は認められますか？	本議決権株主間における本議決権株式の譲渡につきましては、代表企業が本事業期間中、単独で最大出資比率を維持し続けることを前提としつつ、基本協定書（案）第 5 条に記載のとおり、市による事前承認を受けたうえで行うことができます。
18	15	第 3	3	(1)	オ		応募者の構成	質問	具体的な「構成企業の離脱せざるを得ない事情」の中に、想定稼働(人)や想定利益等が確保出来ないと判断した場合も含まれるのか。	「代表企業を除く構成企業を変更又は離脱せざるを得ない事情」につきましては、市が個別の状況等を含め総合的に判断することとなります。なお、資格審査は、各構成企業の役割・実績等を資格審査書類にて確認いたしますので、当該審査を合格されたコンソーシアムにおける構成企業の変更・離脱につきましては、相応の理由が必要となることをご理解ください。
19	15	第 3	3	(1)	オ		応募者の構成	質問	資格審査書類提出以降は、代表企業又は代表以外を除く構成企業の変更・離脱は原則認めないとの記述があります。本事業に応募するためには”参加要件以外に対する質問”の回答は応募するか否かの判断行うために重要であると考えます。”参加要件以外に対する質問”の回答（12月下旬）が資格審査書類提出日（12月7日）以降になっている理由はなぜでしょうか。	市は、実施方針等の公表以降、事業概要に関する説明用動画の配信、実施方針等に対する質問への回答、開示資料の貸与及び質問への回答並びにマッピングシステムの閲覧等、民間事業者が本事業への参画に関し、早期検討に着手できるような環境づくりに努めてきており、それらを踏まえた事業者選定のスケジュールとなっていますことをご理解ください。 なお、民間事業者が資格審査の申込に係る検討を先行して実施できるように、参加資格の要件に対する質問への回答につきましては、資格審査書類の受付開始時の令和 2 年11 月27日に公表する予定としております。
20	15	第 3	3	(1)	オ		応募者の構成	質問	資格審査書類提出以降は、代表企業又は代表以外を除く構成企業の変更・離脱は原則認めないとの記述があります。本事業に応募するためには”参加要件以外に対する質問”の回答は応募するか否かの判断行うために重要であると考えます。資格審査書類提出日（12月7日）を”参加要件以外に対する質問”の回答日以降にすることはできませんでしょうか。	No. 1 の回答をご確認ください。
21	16	第 3	3	(2)	ア	(セ)	資格要件	質問	外国企業が日本国内の企業と合併して設立した日本現地法人は外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号に該当するのでしょうか。	日本の法令に基づいて設立された法人につきましては、外国企業が当該法人に出資を行っていても、本公募の参加資格を認めることとしております。
22	16	第 3	3	(2)	ア	(セ)	資格要件	質問	外国の企業であっても日本の会社法に基づいて設立され、法律上定められた所定の手続きをしたうえで、登記をしていれば資格要件を満たしているという理解でよいでしょうか。	
23	17	第 3	3	(2)	イ		実績要件	質問	提出する実績について、（ア）（イ）共に複数の実績を提出することは認められますでしょうか。	実績要件につきましては、複数の実績をご提出していただくことを妨げるものではありません。
24	17	第 3	3	(2)	イ	(ア)	実績要件	質問	“日本国内の国、地方公共団体”について、国や地方公共団体によって設立された特殊法人、公社、公団等も含むと考えて良いでしょうか。	公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人につきましては、公共施設等の管理者等について規定した、 P F I 法第 2 条第 3 項第 3 号に該当することから、含めています。
25	17	第 3	3	(2)	イ	(イ)	実績要件	質問	「管路工事に係る設計及び施工業務を元請として～」との記載があるが、設計と施工の両方を受託出来る会社は殆ど無いと思いますが、and条件なのでしょうか。	設計及び施工業務につきましては、一括で実施した事業者の実績を要件として求めています。なお、元請が共同企業体の場合、共同企業体の代表企業、又は共同企業体の中で管路工事に係る設計や施工業務を主として他の業務と調整しながら実施した事業の実績を認めることとしております。
26	17	第 3	3	(2)	イ	(イ)	実績要件	質問	「管路工事に係る設計及び施工業務を元請として～」の、管路工事は上水道管路工事以外の下水・電気・通信・ガス管等も含まれるのですか。	管路工事に係る設計及び施工業務につきましては、水道事業に係るものに限定しておりません。
27	17	第 3	3	(2)	イ	(イ)	実績要件	質問	「管路工事に係る設計及び施工業務を元請として一括で受託した実績（実施中の業務も含む。）を有していること。」とありますが、ここでの管路工事とは上水道に限らず、下水道、その他農業集落排水等の実績も含むと理解してよろしいでしょうか。	
28	17	第 3	3	(2)	イ	(イ)	実績要件	質問	管路工事に係る設計及び施工業務を元請として一括して受託した実績とありますが、「管路工事」は水道施設の管路に限らないと考えてよろしいでしょうか。	
29	17	第 3	3	(2)	イ	(イ)	実績要件	質問	「管路工事に係る設計及び施工業務を元請として一括で受託した実績（実施中の業務も含む。）を有していること。」とありますが、管路工事に係る設計及び施工業務が含まれていればPFI事業など事業方式は問わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	17	第 3	3	(2)	エ		応募アドバイザー	質問	応募アドバイザーについて、コンソーシアムが運営権者となった際に弁護士法人ベーカー＆マッケンジー法律事務所及び株式会社東京設計事務所に対して業務を委託することは認められるのでしょうか。	実施契約締結後に、運営権者は、弁護士法人ベーカー＆マッケンジー法律事務所及び株式会社東京設計事務所に対し、業務を委託することは可能です。